

『名古屋大学東洋史研究報告』投稿規定

執筆者の負担とすることがあります。

1、「投稿資格」本誌の投稿資格は、名古屋大学東洋史研究会会員および本誌定期購読者に限られます。但し、定期購読者が投稿する場合、別途掲載負担金をお支払いいただきます。

2、「投稿要領」

(1) 投稿を希望する方は、毎年五月末までに編集委員会にその旨を申し出てください。

(2) 每年九月末日必着にて、原則として、原稿を電子メールに添付して、編集委員会へお送りください。

3、「採否の通知」

投稿原稿は編集委員会または編集委員会が委託した会員（複数）によって審査されます。審査結果は審査終了後速やかに、投稿者に通知いたします。

4、「執筆要領」原稿は、以下の要領に従つた完成稿の形で投稿して下さい。この要領から外れた原稿も受付けますが、そのために加算された印刷費用は執筆者負担とする場合があります。また、図表の数の多さによって印刷費用が上昇した場合は、その加算された金額を

(1) 原稿の基準枚数は、原則として、論説六〇枚程度、研究ノート四〇枚程度、批評と紹介三〇枚程度といたします（いざれも四〇〇字詰め原稿用紙換算）。但し編集委員会の判断によつてはこの限りではありません。

(2) 原稿は、縦書きを原則とします。

(3) 註は末尾に一括記入してください。

(4) 図表類は、そのまま版下として使用できるものを添えて下さい。

(5) 執筆者氏名の「よみがな」と「所属・職名」、ならびに「英文著者名」と「英文タイトル」を添えて下さい。

6、「掲載負担金」定期購読者が原稿を掲載する際には、その号に限つて会員同様の財政負担（現在五〇〇〇円）をお願いします。